別紙

諮問第975号

答 申

#### 1 審査会の結論

「110番処理簿」の訂正請求に対し、これを非訂正とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第 130 号)附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条 1 号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第 113 号。以下、単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「110番処理簿(○○警察署、令和○年○月○日、整理番号本部○○)」の訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)に対し、警視総監が令和4年2月18日付けで行った非訂正決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨 本件処分は適正かつ妥当なものである。

# 4 審査会の判断

## (1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月9日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年7月6日に実施機関から理由説明書を収受し、同年9月27日(第 174回第三部会)及び同年10月30日(第175回第三部会)に審議した。

### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主 張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以 下のように判断する。

# ア 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「110番処理簿(〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号本部〇〇)」(以下「本件対象保有個人情報」という。)である。

実施機関の説明によると、110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されるものとのことである。

# イ 本件訂正請求について

本件訂正請求の趣旨は、本件対象保有個人情報の「処理てん末状況」欄の記載内容に誤りがあるとして、同欄中に記載された「状況」のうち、「警察官による暴行等の事実はない。」との記載を訂正するよう求めるものである。

審査請求人は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等として、医師の「診断書」並びに〇〇消防署の「傷病者記録票」及び「小隊活動記録票」 (以下、併せて「本件証明書類」という。)を提出した。

実施機関は、条例19条2項の規定に基づき審査請求人が提出した本件証明書類からは事実の誤りがあるとは認められないとして、非訂正の決定を行った。

# ウ 非訂正決定の妥当性について

審査請求人は、110番通報の処理状況において暴行等の事実はないとの記載は誤りであり、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類として提出した本件証明書類はその主張を裏付ける程度の立証が十分可能であって、本件対象保有個人情報の記載内容が事実でないことを証明しうるだけの客観的な根拠も明らかである旨主張している。

実施機関の説明によると、審査請求人が訂正を求める部分には、警察官が現場で 執った措置や聴取した内容等から総合的に判断した結果が記載されているところ、 審査請求人が提出した本件証明書類からは、本件対象保有個人情報の内容を訂正す べき事実の誤りがあると判断できる具体的な根拠は認められないことから、非訂正 決定を行ったとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報及び本件証明書類を確認したところ、本件証明書類には、審査請求人が110番入電日に救急隊により病院へ搬送された事実及びその際の診断内容が記載されているにすぎず、警察官による取扱状況と怪我との因果関係を証明するものとは言い難いものであり、本件対象保有個人情報の記載内容について訂正しなければならない事実の誤りがあるとは認められなかった。

したがって、本件訂正請求は、条例19条の2に規定する「当該訂正請求に理由がある」ものとは認められず、同条の要件を満たしていないため、実施機関が非訂正とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これら はいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ